

# 公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2026年7月1日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

## 記

1. 公告件名：タンザニア国ダルエスサラーム州廃棄物管理にかかる情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：  
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：  
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

# 入札説明書

## 【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：タンザニア国ダルエスサラーム州廃棄物管理にかかる情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：26a00289

### 【内容構成】

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICAという）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2026年7月1日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

# 第1章 入札の手続き

## 1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：タンザニア国ダルエスサラーム州廃棄物管理にかかる情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり
- (3) 適用される契約約款：  
「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）<sup>1</sup>
- (4) 契約履行期間（予定）：2026年9月～2027年2月  
先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要が生じる場合には、必要な調整を行います。
- (5) ランプサム（一括確定額請負）型契約  
本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

## 2. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口  
国際協力調達部 契約推進第一課/第二課  
電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)
- (2) 事業実施担当部  
アフリカ部アフリカ第2課
- (3) 日程  
本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年 7月 7日 まで
2	入札説明書に対する質問	2026年 7月 8日 12時まで
3	質問への回答	2026年 7月 13日まで

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

4	入札書（電子入札システムへ送信）、 別見積書・技術提案書の提出	2026年 7月 17日 12時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の2営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2026年 7月 30日 11時
7	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日翌日から起算して7営業日まで （申込先： <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ） ※2023年7月公示から変更となりました。

### 3. 競争参加資格

#### （1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

#### （2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

#### （3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・「第3章 技術提案書作成要領」に記載の配付資料

## 5. 入札説明書に対する質問

### (1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/EjyHTjFveJ>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

### (2) 質問への回答

1) 上記2.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものととして取り扱います。

### (3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

## 6. 入札書・技術提案書の提出

### (1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

## (2) 提出書類

技術提案書・入札書・別見積書

## (3) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

### 1) 技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

### 2) 入札書（入札価格）

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

### 3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123 ○○株式会社 見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

## (4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。  
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

## 8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

## 9. 入札執行の日時、手順等

- (1) 日時：上記2. (3) 日程参照
- (2) 入札会の手順
  - 1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。
  - 2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）

には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。

### 3) 入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。<sup>2</sup>

### (3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

### (4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

### (5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

## 10. 落札者の決定方法

### (1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

### (2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

#### ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

---

<sup>2</sup> この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100点

\*最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点70：30の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.7 + (\text{価格評価点}) \times 0.3$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2人以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

## 1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。

(3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

## 12. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 調査の背景・経緯

ダルエスサラーム州の人口は800万人以上（2026、[UN-Habitat](#)）に達し、急速な人口増加と未計画市街地の拡大に伴い、廃棄物管理問題が都市の最重要課題の一つとなっている。近年の主要資料では、ごみ発生量は日量約5,700トン規模とされる一方、収集量は約2,000トン/日、収集率は35%前後にとどまる。また、管理された施設で処理される量は56トン/日、すなわち全体の1%程度とされ、未収集ごみや不適正処分の割合がきわめて大きい。収集率が低い主な要因としては、急速な人口増加に対し収集インフラが未整備で、市財政・利用者負担の制約のため車両・人員・中間処理施設が不足し、特に低所得地区では定期収集サービスが届かない区域が拡大していることが挙げられる。

加えて、ダルエスサラーム州は行政上キガンボニ市（Kigamboni Municipality）、キノンドニ市（Kinondoni Municipality）、テメケ市（Temeke Municipality）、ウブンゴ市（Ubungo Municipality）、およびダルエスサラーム市（Dar es Salaam City、旧イラーラ区）の5つの市で構成されており、廃棄物管理はこれら複数の自治体が並行して担うため、一元的な管理が難しい行政構造となっている。

処分面でも、5市唯一の共同利用処分場であるPugu Kinyamwezi最終処分場が長年にわたり主要処分先となってきたが、実態は衛生埋立ではなくオープンダンプに近く、浸出水や有害煙、周辺環境への影響が指摘されている。未収集ごみや不法投棄されたごみは排水路・河川を閉塞し、洪水や海洋流出の原因にもなっている。

こうした背景を受け、タンザニア政府は2022年にNational Environmental Master Plan for Strategic Interventions (NEMPSI) 2022-2032を発表し、廃棄物管理を国家レベルの重点環境課題の一つとして位置づけるとともに、不適切な廃棄物管理を全国の主要環境課題の一つとし、廃棄物収集・処分施設の整備、法執行強化、クリーン生産技術の導入を戦略的介入策として掲げている。

## 第2条 調査の目的と範囲

### (1) 調査の目的

1. 情報収集・分析による現状課題及び支援ニーズの整理
2. 上記で整理された課題・支援ニーズ解決のための JICA 事業検討・提案

第1条の背景・経緯を踏まえ、同州における廃棄物管理システムの現状課題と支援ニーズを調査し、無償・円借款・技術協力や海外投融資等の JICA スキームによる協力可能性・妥当性を検討する。また、他ドナー等との連携も視野に入れつつ課題解決に向けた具体的な事業案を提示する。

### (2) 調査の範囲

本調査において、受注者は前述の調査の目的を達成するために「第3条 調査実施の留意事項」に十分配慮しながら「第4条 調査の内容」に示された業務を行う。また「第5条 報告書等」に基づき、進捗状況に応じた報告書を作成し、発注者に対し説明・協議の上提出する。

#### 1) 調査対象地域

主な調査対象範囲はダルエスサラーム州を構成する各自治体（キガンボニ市（Kigamboni Municipality）、キノンドーニ市（Kinondoni Municipality）、テメケ市（Temeke Municipality）、ウブンゴ市（Ubungo Municipality）、およびダルエスサラーム市（Dar es Salaam City、旧イラーラ区））とする。

#### 2) 調査対象機関・組織

主には上述のダルエスサラーム州を構成する5自治体政府および州政府、首相府地方自治省（PMO-RALG）などの行政組織と、世銀を中心とする各ドナーや協力機関、廃棄物分野の民間セクター、居住者（フォーマル・インフォーマル）、JICA 事業関係者等。

## 第3条 調査実施の留意事項

### (1) 本調査の位置付け

本調査は、今後の我が国による協力はスキーム（無償・円借款・技協・海外投融資・民間連携等）の可能性を検討するために実施するものである一方で、あくまでも情報収集及び現地状況の確認を意図した調査であるため、特に現地関係者へのヒアリング時には何らかのプロジェクトの実施が決定している印象を与えないよう配慮する。

### (2) JICA による支援協力案の提案

調査を通じて明らかになった課題・支援ニーズに対し JICA の協力可能性を検討する。中長期の戦略的な支援のオプション提示という観点を含め、想定される JICA 協力スキーム（無償・円借款・技協・海外投融資・民間連携等）に沿って、以下を含めて具体的な協力案を複数作成する。

- ・事業スキーム
- ・事業内容
- ・事業費
- ・事業実施タイムライン
- ・事業実施体制（タンザニア側カウンターパート等）

特に、無償資金協力を想定した車両・機材供与の適正規模・仕様、中間処理施設（MRF、集積拠点、トランスファーステーション）の協力可能性、車両・機材供与後の維持管理運営体制、日本の ODA として支援する意義、定量的・定性的事業効果などを確認・提言する。

### （3） 既存資料の最大限の活用による効率的な調査と提言

ダルエスサラームにおける廃棄物分野では、過去に世銀など他ドナーによる複数の調査・支援が実施されているため、課題の要因分析や対策提言において可能な限り既存資料を活用する(第3章（5）に配布資料と公開資料リスト掲載)。

### （4） 廃棄物削減・リサイクル促進の検討

循環可能な資源の有効活用と再利用を促進し、廃棄物の発生自体の抑制や削減にも取り組むため、本調査の中では民間セクターや日本の技術知見等の活用を含めた廃棄物削減策、リサイクル資源の市場ポテンシャルの確認及びリサイクル促進策を検討する。

### （5） ローカルリソースの活用

本件調査では、限られた期間で効率的に情報を収集・分析するために、ローカル人材の積極的な活用を検討する。

## 第4条 調査の内容

ダルエスサラーム州における廃棄物管理の実態を把握し、制度や体制、排出・収集・運搬・処分に関係するサイトの状況、ボトルネックとなっている課題の確認を行う。特に、廃棄物収集・運搬・処理・処分体制および車両・機材の現状と不足状況、中間処理施設（集積所、資源回収施設(Material Recovery Facility: MRF)、トランスファーステーション等）の現況・計画、車両・機材供与および中間処理施設・最終処分場整備に係る技術

的・制度的・財務的課題、JICAの協力スキーム（無償・円借款・技協・海外投融資・民間連携等）の適用可能性について検討・提言する。

### （１）準備作業<sup>3</sup>

公開されている情報や既存の関連政策（国家環境マスタープラン（National Environmental Master Plan for Strategic Interventions、NEMPSI）2022-2032 およびダルエスサラーム州廃棄物管理マスタープラン含む）を検討し、タンザニア国家レベルでの政策とダルエスサラーム州及び関連地域の廃棄物管理セクターの現状・政策の分析を行う。また、当該セクターにおける官・民・ドナー機関などのステークホルダーのプロファイル、廃棄物管理にかかる制約要因等を確認し、当該セクターが抱える課題を整理する。また、調査対象地域内において、JICAの支援スキームによる廃棄物管理上の課題解決に日本の知見や技術が活かされ、かつ課題解決により日本経済・日本企業に裨益するような支援案件候補を検討・提案する。その際には無償資金協力候補案件を必ず含むこと。具体的な作業・調査項目は以下のとおり。

- 発注者（JICA 関係部および JICA タンザニア事務所含む）との打合せを行い、業務計画書を提出する。
- ダルエスサラーム州および関連地域の廃棄物管理セクターの現状、他ドナーの援助動向、廃棄物管理の実態、当該セクターにおけるステークホルダーのプロファイル、廃棄物管理にかかる法規制・条例等を確認する。
- 上記の作業を踏まえ、JICA スキームでの候補対象となる案件をリストアップし、事前に候補対象施設の情報収集を行う。
- 現地で追加収集する必要がある資料・データ・訪問先を整理し、訪問協議予定先ごとの質問票の作成を行う。訪問先候補としては、政府機関、他ドナー、民間収集業者、有価物仲買人（ジャンクショップ）、リサイクル事業者などを含む。
- タンザニアでの類似案件（他ドナーによる実施を含む）と比較し、本件調査を進めていく上での留意点（環境社会配慮等）を整理する。

---

<sup>3</sup> 本条項の記載内容、特に①タンザニア国家レベルでの廃棄物関連政策とダルエスサラーム州及び関連地域の廃棄物管理セクターの現状・政策の分析 ②当該セクターにおける官・民・ドナー機関などのステークホルダーのプロファイル、廃棄物管理にかかる制約要因等の確認、当該セクターが抱える課題の整理 ③JICAの支援スキームによる廃棄物管理上の課題解決に日本の知見や技術が活かされ、かつ課題解決により日本経済・日本企業に裨益するような支援案件候補の検討・提案 のために必要な作業手法とタイムラインについて技術提案書にて具体的に提案ください。

## (2) 現地調査<sup>4</sup>

廃棄物管理セクターを取り巻く最新の現状について、関連組織・機関からのヒアリングを行うとともに、廃棄物管理の効率化に必要となるインフラ・機材・人材育成ニーズ等についても確認する。自治体ごとの制度の違い及び廃棄物の種類の違い、民間事業者による廃棄物管理導入などの制度整備・インフラ整備ニーズの違いにも留意する。また、調査結果については今後の案件形成を見据え必要に応じ先方政府に説明・報告する。

### ① 事前説明・協議

業務計画書に基づき、本調査の目的および調査計画について関係機関（JICA タンザニア事務所、首相府地方自治省（PMO-RALG）、ダルエスサラーム州、同州内の5つの自治体、世銀タンザニア事務所等）に説明・協議する。

### ② 廃棄物管理体制（排出・収集・運搬・処分）や関連政策・計画の確認・分析

協議を通じて、実施機関として想定される各自治体の政策、予算、人員、運営管理体制等を確認する。主に中央省庁や各自治体で廃棄物管理に携わる組織体制、人材の配置、予算の流れ、収集から処分までの各段階における必要経費とその徴収方法、廃棄物発生量・性状（最新推計の整理）、廃棄物管理マニュアルやガイドラインの存在及びその活用有無、既存の廃棄物管理施設や収集車両・機材の運用・維持管理状況（使用年数、老朽化状況、稼働率、位置関係、維持管理に必要な経費／年、燃料の種類とその消費状況）、施設等へのアクセス道路含む周辺インフラの状態、政策や計画及びその履行・モニタリング状況、民間企業に対する許可制度の概要を調査し、ボトルネック（車両・機材不足、修理不能、燃料費等）を特定する。

### ③ 各自治体で異なる課題及び共通する課題の整理

ダルエスサラーム州内各自治体（市）の課題分析を行う。特に各市で共通することが想定される課題（予算確保、排出・収集・運搬等）について、各自治体の現状・対応策を確認する。また、本調査の対象地域の自治体が効果的かつ効率的に廃棄物管理を行っている事例や、官民連携、廃棄物の収集等に関し、好事例がある自治体においては、成功要因や実現するための要件を掘り下げて確認し、調査対象地域内の他都市への展開可否を検討する。

### ④ 既存の制度・ルール、処分までの一連のプロセスの確認

ダルエスサラーム州内の各自治体の廃棄物の排出・収集・運搬・処分の中で、誰が（自治体／民間／NGO）、どのような役割分担で（収集／運搬／処分／再利用）、どのような財源や資金の流れ（利用者の料金徴収等）の中で廃棄物管理に携わっている

<sup>4</sup> 本条項の記載内容について、①作業手法とタイムライン、②想定可能な日本企業・日本経済裨益、活用可能な日本の技術知見、③他ドナーやタンザニア側カウンターパートなど、他ステークホルダーとJICAスキームによる支援の想定可能な連携アイデアとタイムラインについて技術提案書にて具体的に提案ください。

かを確認し、整理する。特に、民間企業や NGO への委託が行われている場合、委託業務内容、サービスの質についても情報収集を行う。廃棄物の収集については、収集サービスエリアも合わせて確認し、収集経路の設定状況、運行効率、交通状況やアクセス制約等について把握するとともに、収集サービスが定期的に提供されていない地域を可視化する。また、インフォーマルセクターによる廃棄物管理にかかる関与の度合いや行政側の受け止め方について確認を行う

⑤ 不法投棄の実情に係る確認

非正規居住地の住民による不法投棄、零細収集業者による不法投棄、建設廃棄物 (Construction and demolition wastes) の不法投棄、有害廃棄物の不法投棄等の中で、量的に多い不法投棄は何か、それぞれの不法投棄の中で、何が優先課題かなどを確認する。

⑥ 廃棄物の排出量や種類に係る情報の収集

各市における廃棄物の排出量の確認方法及び各市の廃棄物量を確認する。その上で、①コンテナ等での収集後、中継施設や中間処理施設を経て最終処分場で処分される廃棄物量、②リサイクルされる廃棄物量、③不法投棄される廃棄物の推定量、④自家処理で処分される廃棄物量を調査する。加えて、廃棄物総量に対して、家庭ごみや産業廃棄物等の分類別での廃棄物量、有機ごみや非有機ごみ、プラスチックごみなどの種類別の廃棄物量、リサイクル量を確認する。

⑦ 中間処理施設、最終処分場に係る情報収集

既存中間処理施設の立地・機能・処理能力、トランスファーステーション、分別・資源回収施設 (MRF 等)、運営主体、運営コスト、維持管理状況、新規整備・拡張に関する計画・用地条件、中間処理施設導入による収集効率改善効果の整理を行う。併せて、既存の最終処分場である Pugu Kinyamwezi 最終処分場の運用状況について調査を行う。

⑧ 民間企業等の許可証交付の現状確認

民間企業等が廃棄物管理実務を担う上で必要となる許可について、許可を得るための申請、審査 (内容及び方法)、承認、証明書の発行、許可の更新に係る一連のプロセス、実際に廃棄物管理実務を担う企業の許可取得・率、民間企業に委託された業務に対するモニタリングについて調査を行う。

⑨ 環境社会配慮・気候変動・循環型社会の観点

廃棄物管理に係る環境影響 (悪臭、浸出水、大気汚染等)、非正規居住地・廃棄物回収者 (Waste Pickers) への影響、温室効果ガス削減ポテンシャル (輸送効率改善、有機物削減等) などを確認するほか、リサイクル体制の現状を調査し、同体制強化の方策を検討する。

⑩ 他ドナーの支援に係る情報収集・連携可能性検討

世界銀行の Dar es Salaam Metropolitan Development Project Phase II (DMDP II) は、ダルエスサラームの広域廃棄物管理改革の中核案件であり、これを含む他ドナーが実施する廃棄物管理に係る案件の支援概要や成果、教訓・課題、今後の支援方針について情報収集及び意見交換を実施する。また、結果に基づいて JICA の連携可能性を検討する。

⑪ 日本が保有する知見や技術力を活かした支援の検討

調査を通じ、廃棄物の排出・収集・運搬・処理・処分に係る日本の保有する技術で比較優位を有する技術について明確にする。日本以外で同技術が適用された事例を紹介し、タンザニアでも適用可能性があることを示し、日本が有する知見や技術を活用する形での支援も合わせて検討し、提言する。

(3) 整理作業

上記の国内及び現地で実施した調査を踏まえ、報告書作成に係る追加の情報収集・分析（発注者及び現地関係機関とのオンラインでの協議、デスクトップ調査等）を行う。また、その結果を業務完了報告書の形でまとめ、提出する。業務完了報告書には以下の内容も含める。業務完了報告書提出に際し、必要に応じて最終報告会を実施する。

① 今後の JICA 事業（無償資金協力を想定）の案件形成提案

事業目的、事業内容（施設機材等の内訳・コンサルティングサービス/ソフトコンポーネント・調達施工方法等）、事業効果の設定、ベースライン数値と事業実施による目標値、総事業費（先方負担費用を含む）、他ドナー連携を想定した事業実施スケジュール、事業実施体制）。

② 無償資金協力以外で有効と考えられる JICA 協カスキーム（無償・円借款・技協・海外投融資・民間連携（日本企業・タンザニア現地企業）等）の具体的な提案。

第5条 報告書等

本調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は業務完了報告書とする。

(1) 調査報告書

① 業務計画書

記載事項：調査方針、調査方法、調査項目、作業工程、要員計画等

提出時期：契約締結後 10 営業日以内

部 数：和文・英文（PDF データをメール提出）

提出先：JICA アフリカ部・アフリカ第二課

## ② 進捗報告書

記載事項：

- 1) 情報収集・整理、分析結果、調査実施方針の見直し、提案
- 2) 直近での無償資金協力を想定した車両・機材供与の適正規模・仕様、中間処理施設(MRF、集積拠点、トランスファーステーション)の協力可能性、車両・機材供与後の維持管理運営体制などの提言。特に以下を含むものとする。
  - ・事業スキーム
  - ・想定される事業内容（事業の目的、事業費、事業効果、裨益者、事業実施タイムラインおよび事業実施体制含む）
  - ・環境社会配慮

提出時期：2026年11月20日

部 数：PDF データ1部をメールで提出

言 語：日本語

提出先：JICA アフリカ部・アフリカ第二課

## ③ 業務完了報告書

記載事項：全業務結果

提出時期：契約履行期限末日

部 数：和文・英文（各1部およびCD-R1枚）

提出先：JICA アフリカ部・アフリカ第二課

## ④ 収集資料

本件調査を通じて収集した動画、写真を含む資料及びデータは項目毎に整理し、収集リストを付した上で業務終了後、発注者に提出すること。データの形式については発注者との協議のもと決定されたもので統一すること。

※報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

(2)その他の提出書類

## 1)面談録

記載事項:関係機関との面談を実施した際の議論の要旨。

提出時期:面談実施後、ワードファイル等でメールに添付し速やかに提出。

部 数:業務完了報告書提出時の別添とする。

## 2)説明資料(パワーポイント)

各種調査を通じて、調査結果説明や調査方針の提案、各種取組の説明には、Microsoft Power Point(パワーポイント)を使用し、視覚的に分かりやすい資料作成を行うこと。調査を通じて作成、使用する資料は都度、メールにて提出すること。

## 3)収集資料

調査時に収集した資料及びデータは項目別に整理しリストを付した上で提出すること。

### (3)報告書作成にあたっての留意点

ア 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。

イ 関係機関との説明・協議にかかる議事録は、報告書に添付して提出する。その他、JICAが必要と認め、提出を求めたものについても提出すること。

## 第6条 再委託

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認める。再委託の対象となり得る調査項目：タンザニア現地での情報収集(第2章第4条②～⑩)

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	実態調査	ダルエスサラーム地域の廃棄物管理関連情報収集調査	1回	本見積

## 第7条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙：報告書目次案

別紙：技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項

## 報告書目次案

本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

- 第1章 要約
- 第2章 調査の背景
- 第3章 調査の概要(目的、方針、調査対象地域、調査内容、団員構成、調査期間等)
- 第4章 ダルエスサラーム州の基礎情報(人口、人口増加率、面積、土地利用状況、気候、雨量、主な産業、インフォーマルセトルメントの現状等)
- 第5章 ダルエスサラーム州廃棄物管理における現状分析と課題の特定
- 第6章 行政機関・ドナー・民間セクターなどの関連ステークホルダーの動向分析
- 第7章 ダルエスサラーム州廃棄物管理における日本の知見や技術を活かした JICA 事業の提言(関連ステークホルダーとの連携含む)

**技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項  
(技術提案書の重要な評価部分)**

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については第2章特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	第2章 特記仕様書の該当条項
1	現地調査前の国内作業手法 (分析対象とする政策や文書など)	第4条 調査の内容 (1)準備作業
2	現地調査における情報収集対象とヒアリング 内容(調査対象機関や施設など)	第4条 調査の内容 (2)現地調査
3	ダルエスサラーム州の現状をふまえた日本企 業の知見・技術の活用可能性と日本経済・日 本企業裨益可能性	第4条 調査の内容 (2)現地調査
4	他ドナーやタンザニア側カウンターパートな ど、他ステークホルダーとの連携アイデア	第4条 調査の内容 (2)現地調査

## 第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよくご確認ください。

### 1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

#### (1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

#### (2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

●全体：4.25人月

●現地渡航回数：延べ2回

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

別紙 技術提案書評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

また、評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：（業務主任者／〇〇 格付の目安（3号）】

- 1) 対象国及び類似地域：アフリカ地域
- 2) 語学能力：英語

#### (4) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

再委託の対象となり得る調査項目：タンザニア現地での情報収集：第2章第4条②～⑩

#### (5) 配付資料／公開資料等

##### 1) 配付資料

- ① Dar es Salaam City Master Plan\_2016-2036
- ② National Environmental Master Plan for Strategic Interventions 2022-2032 (NEMPI)
- ③ World Bank, Dar es Salaam Metropolitan Development Project 2/ Project Information Documents
- ④ PO-RARG, Dar es Salaam Metropolitan Development Project Phase 2
- ⑤ UN-HABITAT Waste Wise Cities Tool in Dar es Salaam, Tanzania
- ⑥ World Bank, Municipal Solid Waste Management in Dar es Salaam, Draft Baseline Analysis
- ⑦ National Waste Management Strategy 2018 Tanzania
- ⑧ Transforming Solid Waste Management in Dar es Salaam 2017

##### 2) 公開資料

- ① National Solid Waste Management Strategy for United Republic of Tanzania  
<https://www.unep.org/ietc/resources/policy-and-strategy/national-solid-waste-management-strategy-united-republic-tanzania>
- ② UK Green Cities and Infrastructure Programme (2024). Managing Waste from Food Markets: Lessons from Dar es Salaam  
<https://ukgreencitiesandinfrastructure.org/resource/managing-waste-from-food-markets-lessons-from-dar-es-salaam-tanzania/>
- ③ Climate & Clean Air Coalition (CCAC). Dar es Salaam Waste Activities  
<https://www.ccacoalition.org/projects/dar-es-salaam-waste-activities>

- ④ C40 Cities (2024). Engaging Informal Workers in the Organic Waste Management Sector, Dar es Salaam  
<https://www.c40.org/case-studies/ica-cities-fund-dar-es-salaam/>

(6) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	事務機器（コピー機等）	無
5	Wi-Fi	無

(7) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAタンザニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

## 2. 技術提案書作成上の留意事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：廃棄物政策に関連する業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

## (2) 業務の実施方針等

### 1) 業務実施の基本方針

### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

### 3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です。なお、様式4-4の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください)。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

### 4) その他

相手国政府又は JICA (JICA の現地事務所を含む。)からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

## (3) 業務従事予定者の経験・能力等

評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

## 3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

### (1) 本案件に係る業務量の目途

上記1. (2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

### (2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」の「6. (2) 提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について（該当する□にチェック）

**■本案件は定額計上はありません。**

(4) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：技術提案書評価配点表

以上

技術提案書評価配点表

評価項目	配点
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3
イ) ワークライフバランス認定	1
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	-
イ) 作業計画	5
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1. 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者</u> ／都市廃棄物管理 （収集・運搬・処分）	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2